

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例（令和6年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(基準)

第3条 条例第4条第4項に規定する規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。

(事前協議)

第4条 条例第9条第1項第1号に規定する事業計画事前協議を受けようとする事業者は、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該事項の明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（事業区域及び事業区域の土地境界から水平距離30メートルの範囲が確認できるもの）
- (2) 現況写真（事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの）
- (3) 公図の写し等（事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの）
- (4) 登記事項証明書の写し等（事業区域の土地の地番、所有者・占有者・管理者のわかるもの）
- (5) 事業概略図等（事業計画の概略がわかるもの）

2 条例第9条第1項第2号に規定する許可申請事前協議を受けようとする事業者は、太陽光発電事業許可申請事前協議書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該事項の明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 前項第1号から第4号に掲げる書類
- (2) 土地利用計画図（事業区域面積、発電設備の形式・数量・設置方法・合計出力等がわかるもの）
- (3) 雨水排水処理計画図（排水流域と処理方法を説明できるもの）
- (4) 計画図書及び施工図（発電設備、雨水排水等競争入札に対応できる内容であること）
- (5) 開発行為終了後における開発行為及びその付近の地形及び植生をイメージした図面
- (6) その他町長が必要と認める書類

(標識の設置)

第5条 条例第10条に規定する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発電事業の名称
 - (2) 事業区域の所在地及び面積
 - (3) 発電設備の合計出力
 - (4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
 - (5) 工事の着手予定日及び完了予定日
 - (6) 標識の設置日
- (事業計画説明会等の経過報告)

第6条 事業者は、条例第11条第7項に規定する報告をするときは、太陽光発電事業計画説明会等経過報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（同意）

第7条 事業者は、条例第12条第1項に規定する同意については、太陽光発電事業計画同意書（様式第4号）によるものとし、その写しを町長に提出しなければならない。

（許可の申請）

第8条 条例第14条第1項に規定する許可を受けようとする事業者は、太陽光発電事業許可申請書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、太陽光発電事業許可（不許可）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（許可の変更申請）

第9条 事業者は、条例第15条第1項に規定する変更をしようとするときは、太陽光発電事業変更許可申請書（様式第7号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、太陽光発電事業変更許可（不許可）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 条例第15条第1項ただし書に規定する軽微な変更は次に掲げるとおりとし、同条第2項に規定する届出は太陽光発電事業計画軽微変更届出書（様式第9号）によるものとする。

（1）設計者、工事施工者の変更

（2）保安点検責任者の変更

（3）発電事業の着手又は完了の予定年月日の変更

（4）雨水排水及び土砂流出に影響が生じない小規模な土地の造成及び防護柵等の変更

（5）その他、町長が特に軽微な内容と認めるもの

（工事着手の届出）

第10条 事業者は、条例第16条に規定する工事に着手しようとするときは、太陽光発電事業工事着手届（様式第10号）を町長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第11条 事業者は、条例第17条第1項に規定する工事が完了したときは、太陽光発電事業工事完了届（様式第11号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合には、許可申請の内容に相違がないかを検査し、適合していると認めたときは、太陽光発電事業適合通知書（様式第12号）を事業者に通知するものとする。

（許可の取消し）

第12条 町長は、条例第18条第1項に規定する許可の取消しをするときは、太陽光発電事業許可取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（維持管理の報告）

第13条 事業者は、条例第19条第1項に規定する報告又は資料提出を求められたときは、太陽光発電事業報告書（様式第14号）により、町長に報告しなければならない。

（異常発生等の報告）

第14条 事業者は、条例第19条第2項に規定する事象が発生したときは、太陽光発電事業異常発生報告書（様式第15号）により、町長に報告しなければならない。

（事業の承継の届出）

第15条 承継事業者は、条例第20条第1項に規定する許可事業者から当該事業の承継をしたと

きは、太陽光発電事業承継届（様式第16号）を町長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第16条 事業者は、条例第21条第1項に規定する太陽光発電事業を廃止するときは、太陽光発電事業廃止届（様式第17号）により、町長に届け出なければならない。

（立入調査身分証明書）

第17条 条例第22条に規定する立入調査を行う職員は、立入調査身分証明書（様式第18号）を携帯しなければならない。

（指導及び助言）

第18条 条例第23条に規定する指導及び助言は、太陽光発電事業に関する指導・助言通知書（様式第19号）により行うものとする。

（勧告）

第19条 条例第24条に規定する勧告は、太陽光発電事業に関する勧告通知書（様式第20号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 設置に係る遵守事項

事業の確実性	土地及び建物の使用権又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事事業者	工事事業者に事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に高さ1.8メートル以上のフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	周辺への騒音及び振動の対策	1 建設機械や工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚染等について、事業区域周辺に影響を与えない適切な対応を講ずること。 2 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音及び振動に関し

		<p>て、地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。</p> <p>3 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が地域住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。</p>
	太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置）を講ずること。
	パネルの反射光対策	太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。
	太陽光発電設備による防災行政無線への妨害の防止	太陽光発電設備は、不要電波の発射が弱い機種を選定し、施工した設備が無線通信に妨害を与えることが明らかになった場合は、ノイズフィルタを追加するなど、速やかに障害の原因の除去を行うこと。
	道路の視界確保	道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。
	緩衝帯の設置	<p>事業区域の境界に沿って、その内側に最低2メートル以上の緩衝帯を設けることを原則とし、できる限り境界と発電施設を離すとともに、必要に応じ植栽等設置するよう配慮すること。</p> <p>特に、道路に隣接する箇所においては隣接する道路幅以上、住宅に隣接する箇所においては5メートル以上の緩衝帯を原則として設けること。ただし、隣接する住宅関係者との協議により緩衝帯の幅について合意されたときはこの限りでない。</p>
	山林の保全	<p>1 山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。</p> <p>2 可能な限り現状の地形及び植生を残す工夫をすること。</p>
	樹木を含む事業区域内外廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、残土、工事に伴う廃棄物等については、適正な処分を行うこと。

魅力ある景観の保全	宅地等開発地、史跡、文化財、自然環境、自然景観等の景観への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地等開発地、史跡、文化財、自然環境、自然景観等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 2 農村景観や自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。 3 地域の景観に配慮した設置高とすること。
	植栽・フェンス等による対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民等からの要望があるときは、植栽等で威圧感や存在感を軽減すること。 2 事業区域周辺に住宅がある、幹線道路沿いなどの場合は遮蔽性が高いフェンスを設置すること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩で、低明度、低彩度色とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止 (防災安全対策)	工事計画の調査及び設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の工事に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。 3 工事にかかる設計基準については「長野県土木事業設計基準」等を参考とすること。 4 発電施設の保守点検及び管理の際に必要な作業並びに消防活動に支障がないよう、フェンス等から発電施設まで十分な間隔を保ち、発電施設相互の間隔を適切に保って配置するよう設計を行うこと。
	盛土、切土工事に関する安全対策及び崖地対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事により、盛土、切土及び崖等が生じる場合には、地形、形質の変更は、最小限にとどめ、災害が発生しないよう適切な工法により工事を行うこと。 2 切土又は盛土等が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生等により法面保護を施し、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措

		置が適切に行われているものであること。
	雨水対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 雨水排水処理計画については、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」、社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水浸透施設技術指針[案]」等を参考とする。 2 放流計画は、放流先水路系統の排水機能と整備基準（排水状況、通水能力、整備計画、維持管理等）に合わせたものとする。 3 「雨水流出機構の変化」が予想される1h未満の開発においては、開発区域内にて全量浸透とし、降雨強度の計算は、長野県降雨強度式1/10確率を基準とするが、下流側排水施設の整備基準（勾配・流量・水深等）も確認し、町と協議し決定すること。 4 事業区域その周辺の区域及び下流の地域において溢水による被害を防止するための処置を講ずること。 5 既存の水道等の水量及び水質の維持に支障がないよう、水源周辺の保護を図ること。 6 太陽光発電設備設置事業により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生じる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については別途河川等管理者と協議すること。 7 発電事業により道路、河川、防災施設等に影響を与えることが明らかになった場合は、改良又は、補修に要する経費は事業者の負担とすること。
	湧き水、井戸等対策	事業区域内及び隣接区域に湧き水、井戸等がある場合には、その水量を確認し、変動しない対策案も含め提示し適切に対応できる施設計画とすること。
	事業区域と道路の接続	事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。
	工事車両等に対する安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際には、住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。 2 地域住民等から更なる安全対策について要請が

		あった場合には、誠意をもって対応すること。
	工事期間中の安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事期間中は、第三者が事業区域に侵入しないよう措置を講ずること。 2 工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。 3 自然災害、人災等により周辺へ損害が生じた際の対応策（保険等への加入）が講じられていること。
	支持物（架台、架台基礎等）の安全確保対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。 2 太陽光電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。 3 上記の構造は、腐食、腐朽若しくは摩耗しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩耗防止のための措置をした材料が使用されたものであること。 4 太陽光発電モジュール及びその他の機器については、日本工業規格等に適合したもの又はこれらと同等かこれら以上の性能及び品質を有するものを利用すること。
	消防水利施設の設置	事業区域内に設ける消防水利施設の計画にあたっては、消防署と協議して定めること。
地域住民等との共生	工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。
	異常又は災害発生時の対応について	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、要請があれば説明会や戸別訪問等を行い、要請等がなくても速やかに町及び地域住民等に連絡して、住民等との協調を保つよう対応すること。

2 維持管理に係る遵守事項

太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	関連するガイドラインにより定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。
	事業区域の清掃等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。 2 設置された排水施設の機能を保持するために適正な清掃等を行うこと。 3 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。
	除草剤の散布の禁止	周辺等の影響を考慮し、除草剤の散布は原則しないこと。
事業区域の接道	事業区域と道路が接しており、事業区域内に入ることに支障がないこと。	
設置した施設等の維持管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、機能低下、毀損することなく適切に維持管理をすること。 2 維持管理を適正に実施するために、毎年必要な経費及び管理体制を確保すること。 	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入による事故が起こらないよう、フェンス等を適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう出入口に施錠措置を講ずること。
発電事業に関する看板の設置	事業者は、事業区域の外部から見やすいように、設置者の氏名又は名称、住所、連絡先、その他の事項について記載した標識を掲げること。合わせて、速やかに現地に到着できる対応者の連絡先を表示すること。	
異常又は災害時の対応	異常又は災害発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）や落雷、洪水、積雪、地震等の災害が発生した場合には、速やかに現地を確認し対処するとともに、状況及び対処について町及び地域住民等へ連絡すること。また、異常発生時において、速やかに現地に到着できる対応者を設置すること。

	緊急対応マニュアルの作成等	<ol style="list-style-type: none"> 1 異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。 2 発電事業に起因する土砂流出等により事業者以外の者に被害を与えたときの処置を明確にすること。
苦情及び要望等への対応	<p>発電事業の開始後に、当該事業に関して苦情又は要望があった場合には、自己の責任において誠意をもってこれに対応し、必要により対策を講じること。</p>	
撤去及び廃棄	<ol style="list-style-type: none"> 1 発電事業廃止時は、速やかに撤去するため、必要な撤去費用を計画的に確保すること。 2 発電事業廃止後は、条例第21条の規定及び関係法令等に基づき適正に処理すること。 3 太陽電池モジュールの破損等の放置による土壌汚染等を誘発させないこと。 	

様式第1号 (第4条関係)
 様式第1号 (第4条関係)

太陽光発電事業計画事前協議書

年 月 日

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第9条第1項第1号の規定により、次のとおり協議します。

事業区域の予定所在地	佐久穂町
事業区域予定面積	
予定設備規模 (kW)	
着手予定日	年 月 日
運転開始予定日	年 月 日
住民説明等開始予定日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 (事業区域及び事業区域の土地境界から水平距離30メートルの範囲が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 現況写真 (事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 公図の写し等 (事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し等 (事業区域の土地の地番、所有者・占有者・管理者のわかるもの) <input type="checkbox"/> 事業概略図等 (事業計画の概略がわかるもの)

工事監理者	住所 氏名 電話番号
保守点検責任者	住所 氏名 電話番号
電力会社との手続き状況	
経済産業省との手続き状況	
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地・借地・その他() ・契約内容(売買・賃貸借・その他()) ・契約日 年 月 日 ・契約期間 年 月 日～ 年 月 日

【添付書類】

- 位置図（事業区域及び事業区域の土地境界から水平距離 30 メートルの範囲が確認できるもの）
- 現況写真（事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの）
- 公図の写し等（事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの）
- 登記事項証明書の写し等（事業区域の土地の地番、所有者・占有者・管理者のわかるもの）
- 土地利用計画図（事業区域面積、発電設備の形式・数量・設置方法・合計出力等がわかるもの）
- 雨水排水処理計画図（排水流域と処理方法を説明できるもの）
- 計画図書及び施工図（発電設備、雨水排水等競争入札に対応できる内容であること）
- 開発行為終了後における開発行為及びその付近の地形及び植生をイメージした図面
- その他町長が必要と認める書類

様式第3号 (第6条関係)
 様式第3号 (第6条関係)

太陽光発電事業計画説明会等経過報告書

年 月 日

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第11条第7項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の所在地	
開催日	年 月 日 () 午前・午後
開催場所	
説明者 (事業者) *設計者、施工者、 運営者等を記入	【氏名及び役職等】
説明の概要 *説明会用資料を添付すること	
参加者	関係区 人 近隣住民 人 地域住民 人 その他 人 (例：マスコミ関係者等)

<p>関係区、近隣住民 地域住民からの意見 及び要望等</p>	
<p>上記の質問、意見に 対する見解、対応方 針</p>	
<p>報告内容は、上記のとおりで相違ないことを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">関係区代表（近隣住民・地域住民） 役職名・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>* 自署する場合は押印を省略することができる。</p>	

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

太陽光発電事業計画同意書

事業名：_____

事業区域の所在：佐久穂町_____

私は、下記説明項目について説明を十分に受け、当該太陽光発電施設事業の実施に同意します。

対象者区分	該当箇所に○	持分
土地所有者		
建物所有者		
居住者		
その他（ ）		

住所：_____

氏名（自署）：_____

私は、下記説明項目について上記同意者に対してもれなく説明したことを約束します。説明不足による誤解等問題が発生した場合は、早急に対処し、責任をもって早期に解決いたします。

住所：_____

名称：_____

説明者（自署）：_____

※法人にあつては、名称、主たる事業所の所在地を記載すること。

説明項目	同意者チェック	説明者チェック
事業者の住所、氏名、連絡先		
事業区域の所在及び面積		
設置事業及び発電事業の内容		
生活環境及び景観の保全に関する事項		
災害の防止に関する事項		
発電所の維持管理に関する事項		
事業終了後のパネル等撤去に関する事項		
災害発生時等緊急時の連絡先に関する事項		

工事監理者	住所 氏名 電話番号
保守点検責任者	住所 氏名 電話番号
電力会社との接続契約締結状況 (いずれかに○)	申請中 ・ 契約済 契約(予定) 年 月 日
経済産業省の事業計画認定 (いずれかに○)	申請中 ・ 契約済 認定(予定) 年 月 日 認定番号() 設備ID()
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地・借地・その他() ・契約内容(売買・賃貸借・その他()) ・契約日 年 月 日 ・契約期間 年 月 日～ 年 月 日

添付資料

- ・ 別表のとおり
- ・ 太陽光発電事業(変更)計画説明経過報告書(様式第3号)
- ・ 同意書
- ・ 関係区との協定書の写し

添付書類一覧

事業区域	記載・表記事項
事業計画書	・ 本表事業計画書欄に記載する事項を記載
事業実施体制図	・ 事業者、保守点責任者、資本関係者の体制図
位置図 (1/10,000 以上)	・ 事業区域の位置を表示した地形図
現況図 (1/2,500 以上)	・ 周辺の地形、家屋、工作物等が表示されている図面に事業区域を表示しているもの
配置図 (1/1,000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の境界線、境界を示す杭の表示 ・ 太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ・ 変電設備の位置、形状、寸法 ・ 防護柵等の位置、形状、寸法 ・ 送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・ 排水施設、防災施設等
土地造成計画平面図 (1/1,000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の境界及び周辺部の地番、形状 ・ 切土又は盛土をする土地の区域、勾配 ・ 擁壁の位置、種類、高さ ・ 道路 (形状、幅員、勾配) ・ 水路 (構造、勾配)
土地造成計画断面図 (1/1,000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状地盤に対して、切土・盛土の表示 ・ 擁壁の位置、種類、高さ
土地の実測図又は三斜 丈量図	
排水施設計画平面図 (1/1,000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集水区域 ・ 排水区域の区域界
排水施設構造図	・ 排水施設、設備に係る構造図
排水施設流量計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内雨水排水処理に係る計算書 ・ 排水処理計算の根拠となる土質試験結果報告書等を添付
公図写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域 (朱枠) ・ 隣接地事業区域から 30m (赤実線) <li style="padding-left: 40px;">100m (青実線) <li style="padding-left: 40px;">300m (青破線) で表示
事業区域内土地及び建物の登記簿謄本	・ 土地の使用承諾書若しくは土地使用の権利が確認できるもの
事業区域内の権利者一覧表	・ 物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
土地所有者、建物所有者及び居住者一覧表	・ 事業区域の隣接地から 30m 範囲内の土地の地番、左記対象者の氏名又は名称及び所有資産の持分が分かる書類

構造図及び仕様書		・太陽光発電設備及びその他構造物の設計根拠となる土質試験その他の調査結果及び試験に基づく安定計算書		
		・擁壁、太陽電池モジュールのフレーム、太陽電池アレイ支持架台、等の仕様書（構造計画、応力算定及び断面算定含む） ・外構施設（フェンス、塀、植栽、等）の仕様書		
現況写真（周辺部含む）及び写真撮影位置図		・事業計画地内及び周辺部の状況が確認できる現況写真及び撮影位置を表示したもの		
事業計画書	1. 計画概要	(1)事業名称		
		(2)設置事業者名		
		(3)運営事業者名		
	2. 現況説明	(1)計画地の位置及び現況利用区分	代表地番及び現況	
		(2)開発地の表示	筆ごとの所在地番、地目、面積、所有者	
	3. 計画方針	(1)土地利用計画	用途ごとの区分、面積、比率を記載	
		(2)土地造成内容	造成方針、方法等	
		(3)雨水排水処理方針	雨水排水処理の概要	
		(4)施設の管理	管理方法、定期点検時期、雑草対策など	
		(5)安全対策	工事施工中及び施工後の安全対策に関する説明	
		(6)防火対策	事業期間中の防火対策等	
		(7)非常時体制	安全体制及び緊急時連絡体制に関する説明	
		(8)損害賠償に関する対応	他者への損害等の対応に関する説明	
(9)撤去費用		算出根拠を記載、見積り書の添付でも可		
(10)工事予定期間		許可日以降の工程		
(11)関係法令	事業に関係する全ての法令・条例等を記載			

太陽光発電事業許可（不許可）通知書

年 月 日

様

佐久穂町長

印

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第14条第1項の規定により申請のあった太陽光発電事業について、許可（不許可）とすることに決定したので通知します。

記

許可条件

不許可の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に佐久穂町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐久穂町を被告として（訴訟において佐久穂町を代表する者は、佐久穂町長となります。）提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第7号 (第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

太陽光発電事業変更許可申請書

年 月 日

(宛先)佐久穂町長

申請者

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

担当者

連絡先

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により、変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	合計出力	kW
変更の概要	変更前	
	変更後	
変更する理由		

太陽光発電事業変更許可（不許可）通知書

年 月 日

様

佐久穂町長

印

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により申請のあった太陽光発電事業の変更について、許可（不許可）とすることに決定したので通知します。

記

許可条件

不許可の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に佐久穂町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐久穂町を被告として（訴訟において佐久穂町を代表する者は、佐久穂町長となります。）提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第9号 (第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

太陽光発電事業計画軽微変更届出書

年 月 日

(宛先)佐久穂町長

事業者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

担当者

連絡先

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第15条第2項の規定により、軽微な変更をしたので、次のとおり届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	合計出力	kW

変更事項	<input type="checkbox"/> 設置者の氏名又は住所（太陽光発電事業を他者に譲渡する場合を除く。） <input type="checkbox"/> 現場管理者の氏名又は住所 <input type="checkbox"/> 設置工事の着手予定日又は完了予定日
変更内容	変更前
	変更後
変更日	年 月 日
変更理由	

様式第10号 (第10条関係)

様式第10号 (第10条関係)

年 月 日

太陽光発電事業工事着手届

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届出します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事施工者	住所 氏名 電話番号 ()
添付図書	・ 工程表 ・ その他

様式第11号 (第11条関係)

様式第11号 (第11条関係)

年 月 日

太陽光発電事業工事完了届

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第17条第1項により工事を完了したので適合検査を願います。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
工事施工者	住所 氏名 電話番号 ()
添付図書	写真 (工事期間中及び竣工状況)

様式第12号（第11条関係）

様式第12号（第11条関係）

太陽光発電事業適合通知書

第 号

年 月 日

様

佐久穂町長

印

月 日付け 第 号で許可した太陽光発電事業について、年 月 日に完了検査を実施したところ、当該許可内容に適合していると認められるので、佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

太陽光発電事業許可取消通知書

年 月 日

様

佐久穂町長

印

年 月 日付け 総第 号で許可した太陽光発電事業について、下記の理由により、佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第18条第1項の規定により許可を取消します。

（理由）

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、佐久穂町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐久穂町を被告として（訴訟において佐久穂町を代表する者は、佐久穂町長となります。）提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第14号 (第13条関係)

様式第14号 (第13条関係)

年 月 日

太陽光発電事業報告書

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第19条第1項の規定により、求めのあった報告等について、次のとおり報告します。

事業名			
許可年月日	年 月 日	第 号	
前年の維持管理の状況	対象期間	年 月～ 年 月	
	修繕報告		
	保守点検報告	実施年月日	
	維持管理報告	景観対策 (草刈り) 周辺環境対策 安全等対策 (表示板、フェンス等)	
	その他		
次年の維持管理計画	維持管理に要する費用見込み	【内訳】 ・ 土地等賃借料 _____ 円 ・ 修繕費 _____ 円 ・ 保守点検費 _____ 円 ・ 人件費 _____ 円 ・ 公租公課 _____ 円 ・ その他 _____ 円 ・ 合計 _____ 円	
	発電事業の撤去及び処分費用	・ 建設費 (参考) _____ 円	
		・ 撤去及び処分費用見込み額 _____ 円	
		・ 積立て開始時期 西暦 _____ 年 月～終了時期 西暦 _____ 年 月	
		・ 前年の積立額 _____ 円、累計積立額 _____ 円	
	添付書類	・ 再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告の写し (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号)	

様式第15号 (第14条関係)

様式第15号 (第14条関係)

年 月 日

太陽光発電事業異常発生報告書

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第19条第2項に規定する事象が発生したので、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 () 午前・午後
関係集落等への連絡	年 月 日 () 午前・午後 報告者(事業者): 関係集落代表者:
異常の発生状況	
上記の状況に対する措置	
今後の対応策	

様式第16号 (第15条関係)

様式第16号 (第15条関係)

年 月 日

太陽光発電事業承継届

(宛先)佐久穂町長

(承継事業者) 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届出します。

許可年月日	年 月 日 第 号
承継年月日	年 月 日
被承継者	住所 氏名又は名称
承継理由	

様式第17号 (第16条関係)

様式第17号 (第16条関係)

年 月 日

太陽光発電事業廃止届

(宛先)佐久穂町長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届出します。

許可年月日	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
太陽光発電設備の撤去計画	撤去期間 年 月 日 ~ 年 月 日
撤去事業者	住所 事業者名 連絡先

* 撤去事業者が、複数に跨る場合は追記すること。

(添付書類)

- ・ 廃止の状況が確認できる写真
- ・ その他町長が必要と認める書類

様式第18号 (第17条関係)
様式第18号 (第17条関係)

(表面)

		第 号
立入調査身分証明書		
写真	所属	
	氏名	
	生年月日	
<p>上記の者は、佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第22条の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
佐久穂町長		印

(裏面)

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例 (抜粋)

(報告徴取及び立入調査等)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 町長は、特に必要と認めるときは、立入調査に職員以外の者を同行させることができる。

様式第19号 (第18条関係)

様式第19号 (第18条関係)

第 号
年 月 日

太陽光発電事業に関する指導・助言通知書

様

佐久穂町長

印

年 月 日付け 第 号で許可した太陽光発電事業について、条例第23条の規定により指導・助言が必要と認めますので通知します。

所在地	佐久穂町
指導・助言事項	

様式第20号（第19条関係）

様式第20号（第19条関係）

第 号
年 月 日

太陽光発電事業に関する勧告通知書

様

佐久穂町長

印

年 月 日付け 第 号で許可した太陽光発電事業について、年 月 日付け 第 号で指導・助言をしたところですが、対応が認められないことから佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例第24条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第25条の規定による公表及び同条例第26条の規定による国又は県への報告が適用されます。

所在地	佐久穂町
勧告事項	